

令和 5 年度第 2 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 3 月 2 6 日

担当部・課：復興企画部地域振興課〔内線 4 2 4 7〕

| |
|---|
| ① 件 名 |
| 結婚新生活支援事業補助金の見直しについて |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） |
| <p>【背景】</p> <p>本市では、令和 4 年度より、経済的な理由で結婚に踏み出せない男女を後押しすることを目的に、市内で新生活を始める新婚世帯に対して、スタートアップに係る費用（住宅取得費用、家賃、引越費用等）の一部として、結婚新生活支援事業補助金を交付している。</p> <p>本補助金は、財源として、地域少子化対策重点推進交付金を活用しており、内閣府から令和 6 年度の交付要件のうち、交付対象者について変更内容が示された。</p> <p>【目的】</p> <p>引き続き地域少子化対策重点推進交付金を活用するため、国の要件に合わせて、本市の要件を見直すもの。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 |
| <p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち</p> <p>第 2 節 少子高齢化社会に対応する移住・定住の促進</p> <p>1 移住したくなるライフスタイルの形成を図る</p> <p>第 4 編 地方創生の取組</p> <p>第 1 章 人口戦略の推進</p> <p>対応方針 3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる</p> <p>施策 1 結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援を推進する</p> |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） |
| <p>令和 4 年 3 月 結婚新生活支援事業補助金交付要綱制定</p> <p>令和 5 年 3 月 令和 5 年度の交付金要件に基づき要綱改正</p> <p>令和 6 年 2 月 宮城県保健福祉部子育て社会推進課主催の宮城県市町村少子化対策事業推進協議会（圏域別部会）で変更内容提示</p> |
| ⑤ 主な内容 |
| <p>内閣府が定める令和 6 年度結婚新生活支援事業の対象要件に基づき、交付対象者に関する部分を以下のとおり変更する。</p> <p>【変更となる対象要件】</p> <p>[交付対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月 1 日以降に婚姻届を提出した者から、1 月 1 日以降に婚姻届を提出した者へ改める。 <p>【変更が生じない対象要件】</p> <p>[所得要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夫婦の所得を合算した金額が 5 0 0 万円未満 <p>[対象経費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻に伴う以下の費用 <ul style="list-style-type: none"> 住宅取得費用（住宅ローンの残金含む） 住宅賃借費用（住宅の賃料、敷金、礼金、共益費等） 引越費用（引越業者又は運送業者への支払った引越費用） リフォーム費用 <p>[補助上限額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 世帯当たり 3 0 万円 ただし、夫婦共に 2 9 歳以下の場合は 6 0 万円 |

| |
|--|
| <p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 引き続き地域少子化対策重点推進交付金を活用し事業を行うことが可能となり、未婚・晩婚化の抑制及び移住・定住の促進が図られる。</p> <p>【市財政への負担】（令和6年度当初予算） 事業費 45,000千円 （財源） 地域少子化対策重点推進交付金（県補助金：補助率2/3） 30,000千円 がんばる石巻応援基金繰入金 14,000千円 一般財源 1,000千円</p> <p>（令和4年度交付実績） 補助金額17,934千円 補助件数51件（夫婦共に29歳以下の世帯：35件、その他の世帯：16件）</p> <p>（令和5年度交付実績） ※令和6年1月31日時点 補助金額9,595千円 補助件数33件（夫婦共に29歳以下の世帯：27件、その他の世帯：6件）</p> |
| <p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>少子化対策重点推進交付金を活用して結婚新生活支援事業を実施する全ての自治体において、要件の見直しが必要である。</p> |
| <p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和6年3月 結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部改正 （施行予定年月日：令和6年4月1日）</p> |
| <p>⑨ その他</p> |